

事 務 連 絡
平成 20 年 1 2 月 5 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 民生主管部（局）担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

児童福祉施設等に設置している遊具等の安全管理の強化について

平成 20 年 7 月 1 2 日、地区公園の複合遊具において、3 歳女児が遊具を構成する「吊橋」から地面に落下し右足を骨折する事故、同 1 1 月 2 0 日、①街区公園において、6 歳男児が防球フェンスに取り付けられていた針金に接触したことにより左目に裂傷を負う事故、②幼稚園の滑り台において、3 歳女児が手すりに衣服を引っかけたことにより首が絞まり死亡する事故が発生した旨、国土交通省より情報提供がありました。

これらについては、別紙のとおり、国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課課長補佐より、各都道府県及び政令指定都市都市公園管理担当課長に対し、「公園施設の安全管理の強化について」が通知され、類似の事故の再発防止に努めるよう、注意喚起が行われたところです。

児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成 20 年 8 月 2 9 日雇児総発第 0829002 号、障障発第 0829001 号）等により、遊具の安全確保・事故防止対策に努めていただいているところですが、各都道府県・指定都市・中核市民生主管課におかれては、日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応について、より一層万全を期されるよう、管内の児童福祉施設等及び市町村に対して指導方お願いいたします。